個人情報保護法の令和2年改正について

令和3年3月12日



本日のご説明内容

- I. 個人情報保護法の令和2年改正について
 - 1.改正法の概要
 - 2. 改正法の内容
 - 3.今後の想定スケジュール
- Ⅱ. 個人情報保護委員会からのお知らせ

I. 個人情報保護法の令和2年改正について

● 法律名:個人情報の保護に関する法律等の一部を改正する法律(令和2年法律第44号)

■ 閣議決定、国会提出日: 令和2年3月10日

● 可決成立日: 令和2年6月5日

● 公布日: 令和2年6月12日

● 施行日: 公布の日から2年以内

全面施行:

令和4年4月1日予定

オプトアウト規定に係る経過措置:

令和3年10月1日予定 令和2年12月12日

法定刑引上げ:

1.改正法の概要

1. 個人の権利の在り方

- <u>利用停止・消去等の個人の請求権</u>について、一部の法違反の場合に加えて、<u>個人の権利又は正当な利益が害されるおそれがある場合にも</u> 拡充する。
- 保有個人データの開示方法 (現行、原則、書面の交付) について、 電磁的記録の提供を含め、本人が指示できるようにする。
- 個人データの授受に関する第三者提供記録について、本人が開示請求できるようにする。
- 6ヶ月以内に消去する短期保存データについて、保有個人データに含めることとし、開示、利用停止等の対象とする。
- オプトアウト規定 (※) により第三者に提供できる個人データの範囲を限定し、①不正取得された個人データ、②オプトアウト規定により提供された個人データについても対象外とする。
 - (※)本人の求めがあれば事後的に停止することを前提に、提供する個人データの項目等を公表等した上で、本人の同意なく第三者に個人データを提供できる制度。

2. 事業者の守るべき責務の在り方

- 漏えい等が発生し、個人の権利利益を害するおそれが大きい場合 (※) に、**委員会への報告及び本人への通知を義務化**する。
 - (※)一定の類型(要配慮個人情報、不正アクセス、財産的被害)、一定数以上の個人データの漏えい等
- **違法又は不当な行為を助長する**等の**不適正な方法**により個人情報を利用してはならない旨を明確化する。

3. 事業者による自主的な取組を促す仕組みの在り方

認定団体制度について、現行制度 (※) に加え、企業の特定分野(部門)を対象とする団体を認定できるようにする。

(※)現行の認定団体は、対象事業者の全ての分野(部門)を対象とする。

4. データ利活用の在り方

- 氏名等を削除した**「仮名加工情報」を創設**し、内部分析に限定する等を条件に、**開示・利用停止請求への対応等の義務を緩和**する。
- 提供元では個人データに該当しないものの、提供先において個人データとなることが想定される情報の第三者提供について、本人同意が得られていること等の確認を義務付ける。

5. ペナルティの在り方

- 委員会による命令違反・委員会に対する虚偽報告等の法定刑を引き 上げる。
- 命令違反等の罰金について、法人と個人の資力格差等を勘案して、法 人に対しては行為者よりも罰金刑の最高額を引き上げる(法人重科)。

6. 法の域外適用・越境移転の在り方

- 日本国内にある者に係る個人情報等を取り扱う外国事業者を、<u>罰則に</u> よって担保された報告徴収・命令の対象とする。
- 外国にある第三者への個人データの提供時に、移転先事業者における 個人情報の取扱いに関する本人への情報提供の充実等を求める。

| テーマ | 法改正の内容 | 政令・規則案の内容 |
|-----------------|---|---|
| 漏えい等報告・ 本人通知 | 漏えい等が発生し、個人の権利利益 を害するおそれがある場合に、委員会 への報告及び本人通知を義務化する | 報告対象: ①要配慮個人情報、②財産的被害が発生するおそれがある場合、 ③不正アクセス等故意によるもの、④1,000人を超える漏えい等を報告対象と する 委員会への報告:速報と確報の二段階。事態の発生を認識した後、速やかに 速報を求めるとともに、30日(上記③の場合は60日)以内に確報を求める |
| 仮名加工情報 | 「仮名加工情報」を創設し、内部分析 等を条件に、利用目的の変更の制限 等を緩和する | • 加工基準: ①氏名等の特定の個人を識別できる記述等、②個人識別符号、 ③財産的被害が生じるおそれのある記述等の削除・置換を求める |
| 個人関連情報 | 提供先において個人データとなることが 想定される情報の第三者提供につい て、本人同意が得られていること等の 確認を義務付ける | 提供元における本人同意の確認方法:提供先から申告を受ける方法等とする 提供元における記録義務:①提供年月日、②第三者の氏名等、 ③個人関連情報の項目等を記録させ、原則3年の保存を求める |
| 越境移転 | 本人同意に基づく越境移転: 同意の取得時に、本人への情報提供を求める 体制整備要件に基づく越境移転: 移転先による個人データの適正な取扱いの継続的な確保のための「必要な措置」及び本人の求めに応じた情報提供を求める | 同意取得時に本人に提供すべき情報:①移転先の所在国名、②適切かつ合理的な方法で確認された当該国の個人情報保護制度、③移転先が講ずる措置について情報提供を求める 移転元が講ずべき「必要な措置」:①移転先における個人データの取扱状況及びそれに影響を及ぼしうる移転先の所在国の制度の有無の定期的な確認、②適正な取扱いに問題が生じた場合の対応(適正な取扱いの継続的な確保が困難な場合は個人データの提供を停止)を求める |
| 法定公表事項 | — (制度改正大綱に記載) | • 公表事項 :安全管理のために講じた措置を追加 (ただし、公表により支障を及ぼすおそれがあるものを除外) |

(1) 利用停止・消去等の個人の請求権

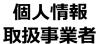
● <u>利用停止・消去等の個人の請求権</u>について、一部の法違反の場合に加えて、<u>個人の権利又は</u> 正当な利益が害されるおそれがある場合にも拡充する。

現行 利用停止・消去ができるのは、目的外利用、不正取得の場合に限定(§30①) 第三者提供の停止ができるのは、第三者提供義務違反の場合に限定(§30③) 3本人の権利又は正当な利益が害されるおそれがある場合にも拡充(§30⑤)



現行の利用停止・消去等の請求(§3013)

(現行の要件に加えて、) 改正後の要件による利用停止・消去等の請求(§30⑤)



O×△(株)

(1) 利用停止・消去等の個人の請求権

「本人の権利又は正当な利益が害されるおそれ」がある場合とは、どのような場合ですか?

例えば、下記のような場合をいいます。

- ① 事業者が取り扱う個人データの漏えいが発生した場合に、適切な再発防止措置がとられていないため、本人を識別する保有個人データについても漏えいするおそれがある場合。
- ② 事業者が本人に対するダイレクトメールを送付した場合に、平穏な生活を害されたくないことを理由として、本人が送付の停止を求める意思を表示したにもかかわらず、本人の意思に反して、事業者がダイレクトメールを繰り返し送付している場合。

料金の請求などに必要な個人情報であっても、必ず消去に応じなければいけないのですか?

消費者が料金の支払いを不当に免れる目的で消去等の請求を行うことは、「権利又は正当な利益が害されるおそれ」の要件を満たさないため、消去に応じる必要はありません。

また、請求要件を満たす場合でも、「権利利益の侵害を防止するために必要な限度」で応じればよく、利用停止で足りる場合は消去は不要です。

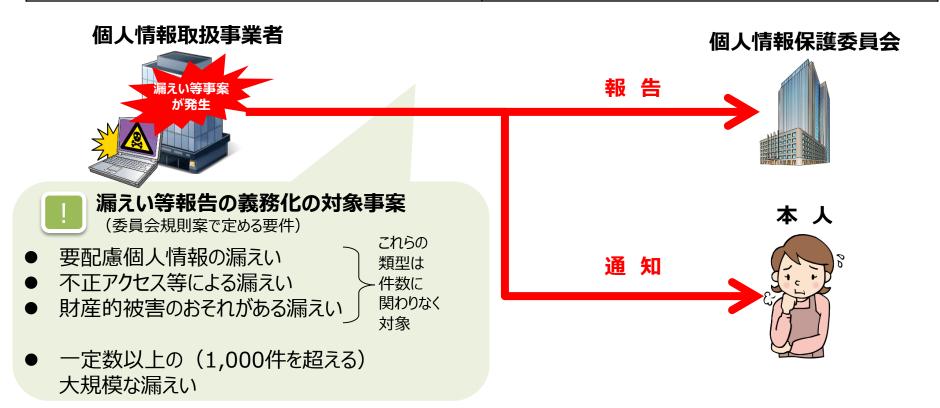
? 消去に応じることが困難な場合は、代替措置をとることが許されますか?

消去等に応じることが、多額の費用を要する場合等、困難な場合は代替措置をとることも許容されています。 例えば、他の法令で保存期間が定められている個人情報については、法定期間満了後速やかに消去することを約すること等が代替措置として考えられます。

(2)漏えい等報告の義務化

●漏えい等が発生し、個人の権利利益を害するおそれが大きい場合に、**委員会への報告及び本 人への通知を義務化**する。

現行改正後個人情報保護委員会に報告及び本人通知
するよう
努める
(委員会告示)漏えい等が発生し、個人の権利利益を害するおそ
れが大きい場合に、個人情報保護委員会への報告
告及び本人への通知を義務化する(§22-2)



(2)漏えい等報告の義務化

? 漏えい等報告について、報告の期限はありますか?

委員会規則案において、速報と確報の二段階で定めることとしております。

| | 時間的制限 | 報告内容 |
|----|---|-------------|
| 速報 | 速やかに(明確な時間的制限を設けない) | 事案の概要等に限定 |
| 確報 | 必要な時間的猶予を考慮した上で 原則として30日以内(不正アクセス等の 場合は60日) | 原因や再発防止策を含む |

ネ人への通知はどのような事案で行う必要がありますか?

漏えい等報告の義務化されている事案では、本人に対する通知を行う必要があります。 ただし、本人への通知が困難である場合には、代替措置を講じれば、不要となります。

| | 考えられる具体例 |
|-------|--|
| 通知が困難 | ● 保有する個人データの中に本人の連絡先が含まれていない● 連絡先が古いために通知を行う時点で本人へ連絡ができない |
| 代替措置 | 事案の概要の公表問い合わせ窓口を用意して本人が対象となっているか確認できるようにする |

新設

(3) 仮名加工情報の創設

● イノベーションを促進する観点から、氏名等を削除した「仮名加工情報」を創設し、内部分析に限定する等を条件に、開示・利用停止請求への対応等の義務を緩和する。

現行

- 「個人情報」に該当するものは
 - 一律に個人情報の取扱いに係る規律の対象
 - 利用目的の制限
 - 利用目的の通知・公表
 - 安全管理措置
 - 第三者提供の制限
 - 開示・利用停止等の請求対応等
 - ※ 個人データ、保有個人データに係る規律を含む

改正後

- 「仮名加工情報」として加工すれば、 個人情報に該当しても、**以下の義務は適用除外**
 - ① 利用目的の変更の制限(§15②)
 - ⇒ 新たな目的で利用可能
 - ※ 本人を識別しない、内部での分析・利用であることが条件(§35-2⑥~⑧)
 - ② 漏えい等の報告等(§22-2)
 - ③ 開示・利用停止等の請求対応(§27~§34)
- 作成元の「個人情報」は残したまま、これまで通り利用可能
- ※(仮名加工情報ではない)通常の個人データとして取り扱う限り、 当該「個人情報」に一定の加工が施された情報も含め、本人同意の下で 第三者への提供が可能

個人情報

氏名/年龄/年月日/時刻/金額/店舗

他の情報と照合しない限り 特定の個人を識別できない

ように加工

仮名加工情報

仮ID/年齢/年月日/時刻/金額/店舗

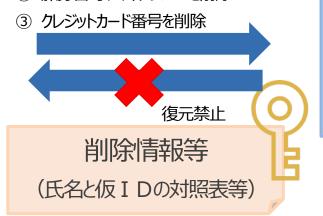
(参考) 仮名加工情報の加工基準 (イメージ)

- ●仮名加工情報の作成方法に関して、最低限の規律として、次の措置を講ずることを求める。
 - ※本ページ記載の加工基準(イメージ)は、委員会規則案に定めるものであり、意見公募等の状況により変わり得ます。
 - ① 特定の個人を識別することができる記述等(例:氏名)の全部又は一部を削除(置換を含む。以下同じ。)すること
 - ② 個人識別符号の全部を削除すること
 - ③ 不正に利用されることにより、財産的被害が生じるおそれのある記述等(例:クレジットカード番号)を削除すること
 - ※ ガイドラインにおいて、仮名加工情報の作成方法に関する上記の基準等について、具体的な事例等も交えて示す予定。

加工の例:

- ① 氏名を仮IDに置換
- ② 旅券番号、マイナンバーを削除

個人情報



仮名加工情報

(他の情報と照合しない限り特定の個人を 識別できないように加工された情報)

(参考) 仮名加工情報のメリット・利活用の例

- 仮名加工情報については、**開示・利用停止等の請求の対象とならない**。
- 仮名加工情報とすることで、当初の利用目的としては特定されていなかった新たな目的での分析が可能。
 - ただし、本人を識別する、本人に連絡等する、第三者に提供することを必要としない目的 であることが条件。
 - 委託や共同利用も可能。

想定される事例

- 1. **当初の利用目的には該当しない目的**や、該当するか **判断が難しい新たな目的**での内部分析
 - ① 医療・製薬分野等における研究
 - ② 不正検知・売上予測等の機械学習モデルの学習 等
- 2. 利用目的を達成した個人情報について、 将来的に統計分析に利用する可能性があるため、 仮名加工情報として加工した上で保管



(参考) 個人情報・仮名加工情報・匿名加工情報の対比(イメージ)

| | 個人情報※1 | 仮名加工情報※2 | 匿名加工情報※2 |
|------------------------------------|-----------------------|---|--|
| 適正な加工 (必要な加工のレベル) | _ | ●他の情報と照合しない限り特定の 個人を識別することができない | 特定の個人を識別することができず、復元することができない |
| | | • 対照表と <u>照合すれば本人が分か</u> <u>る程度まで加工</u> | • <u>本人か一切分からない程度まで</u> <u>加工</u> |
| 利用目的の制限等 (利用目的の特定、制限、 通知・公表等 | 0 | ● <u>利用目的の変更は可能</u> • 本人を識別しない、内部での分析 • 利用であることが条件 | メ (規制なし) |
| 利用する必要がなく なったときの消去 | 〇 (努力義務) | 〇 (努力義務) | メ (規制なし) |
| 安全管理措置 | 0 | 0 | 〇 (努力義務) |
| 漏えい等報告等 | 〇 (改正法で義務化) | × (対象外) | × (対象外) |
| 第三者提供時の 同意取得 | 0 | —— (原則第三者提供禁止) | 米 (同意不要) |
| 開示・利用停止等 の請求対応 | 0 | × (対象外) | × (対象外) |
| 識別行為の禁止 | <u> </u> | 0 | 0 |

※1:個人データ、保有個人データに係る規定を含む。※2:仮名加工情報データベース等、匿名加工情報データベース等を構成するものに限る。

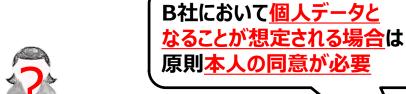
新設

(4)個人関連情報の第三者提供規制

● 提供元では個人データに該当しないものの、**提供先において個人データとなることが想定される情** 報の第三者提供について、本人同意が得られていること等の確認を義務付ける。(§26-2)

A社

● A社では、誰の個人データか分からない



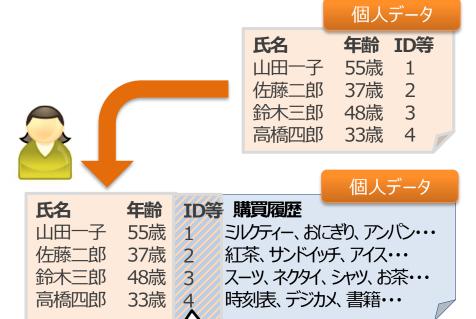
個人関連情報

ID等 購買履歴

- 1 シリクティー、おにぎり、アンパン・・・
- 2 紅茶、サンドイッチ、アイス・・・
- 3 スーツ、ネクタイ、シャツ、お茶・・・
- 4 時刻表、デジカメ、書籍・・・

B社

- B社は、A社とID等を共有。
- B社では、ID等に紐づいた個人データを保有。



A社から提供されたデータを ID等を使って自社内の 個人データと結合

(4)個人関連情報の第三者提供規制

? 個人関連情報とはどのようなものをいいますか?

「生存する個人に関する情報であって、個人情報、仮名加工情報及び匿名加工情報のいずれにも該当しないもの」をいいます。

例えば、氏名と結びついていないインターネットの閲覧履歴、位置情報、クッキー等が含まれ得ます。

? 「個人データとなることが想定される」場合とはどのような場合をいいますか?

| | 考えられる具体例 | |
|------------|---|--|
| 現に想定している場合 | ● 第三者となる提供先の事業者から、事前に「個人関連情報を受領 した後に他の情報と照合して個人データとする」旨を告げられている | |
| 通常想定できる場合 | ● 個人関連情報を提供する際、提供先において当該個人関連情報 を氏名等と紐付けることができる固有 I D等を併せて提供する | |

個人関連情報を提供する事業者としては、どのような点に留意する必要がありますか?

以下のような点に留意する必要があります。

- 「個人データとなることが想定される」場合に該当しないか検討する
- 該当する場合であれば、本人同意が取得できていることを確認した上で、個人関連情報を提供する

(4)個人関連情報の第三者提供規制

今回の規制は、クッキーの取扱いを規制するものですか?

個人関連情報には、クッキーの取扱いも含まれ得ますが、個人関連情報の第三者提供時における本人同意の確認義務は、提供先で個人データとなることが想定される場合のみで、クッキー全てを規制対象とするものではありません。

? クッキー等を第三者提供する際に、提供先において個人データになるか否かの調査義務を課すものですか?

今回の規制では、第三者によって個人データとして取得されることが、通常想定できる場面に確認義務を課しています。

これは、当該第三者との取引環境等の客観的事情に照らし、一般人の認識を基準として判断します。 したがって、提供先において個人データとして取得される可能性が高くない場合を含めて調査義務を課すもの ではありません。

今回の規制において、「同意」は、だれがどのように取得すればよいのでしょうか?

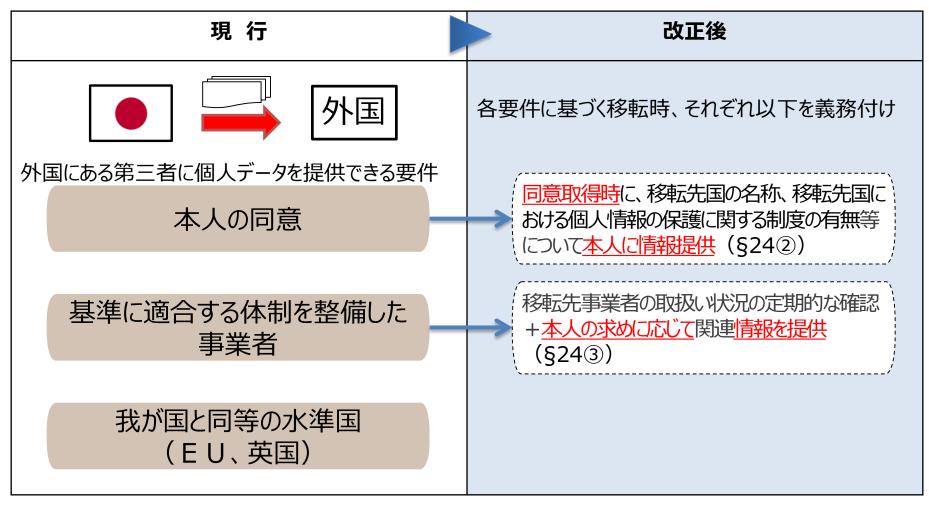
本人の同意については、基本的には、提供先事業者によって取得されることを想定しています。

同意の取得方法としては、本人から同意する旨を示した書面や電子メールを受領する方法や、確認欄への チェックを求める方法等が考えられます。ウェブサイトで同意を取得する場合は、単にウェブサイトに記載するの みでなく、ウェブサイト上のボタンをクリックする方法等が考えられます。

具体的な同意の取得方法等については、今後、ガイドライン等でお示しする予定です。

(5) 越境移転に係る情報提供の充実

●外国にある第三者への個人データの提供時に、**移転先事業者における個人情報の取扱いに** 関する本人への情報提供の充実等を求める。



※この他、「法令に基づく場合」等の例外要件あり。

(5) 越境移転に係る情報提供の充実

? 「移転先国における個人情報の保護に関する制度」について、どの程度詳細な情報の提供が求められますか?

「移転先国における個人情報の保護に関する制度」については、網羅的な調査を求めるものではなく、あくまで本人の予見可能性を高める趣旨から、**我が国の個人情報保護法との本質的な差異等、必要最低限の内容・粒度を想定しています**(※)。適切な内容・粒度については、ガイドライン等でお示しする予定です。

※例:

- 「我が国の個人情報保護法と同様の法令が存在するが、○○に関する義務が存在しない点で大きく異なる」
- ・「APEC 越境プライバシールール(CBPR)加盟国であり、我が国とほとんど同様の個人情報保護法制が存在する」
- 「個人情報保護法制が存在するものの、政府による個人データのアクセスについて、特段の制限がみられない」 等

また、提供先の第三者に照会して得られた情報を本人に提供することも可能です。

一部正確でない情報を本人に提供してしまった場合、義務違反になりますか?

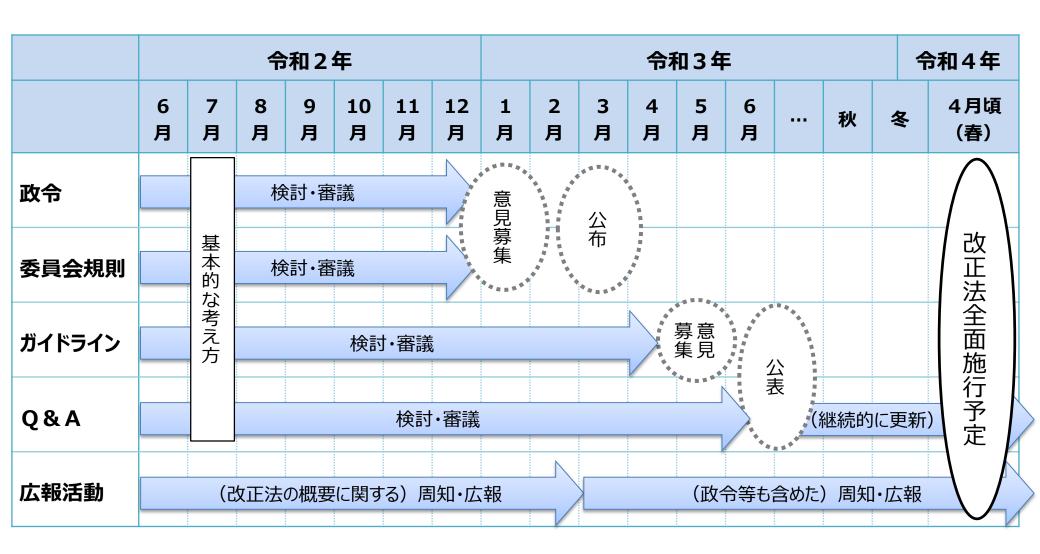
本人に提供する情報については、一般的な注意力をもって確認すればよいものとする予定です。

- 3. 改正法の内容
 - (5) 越境移転に係る情報提供の充実
- 個人情報保護委員会が「外国の個人情報の保護に関する制度」について情報を公表すべきでないですか?
 個人情報保護委員会においても、外国の個人情報保護制度について、事業者の参考となるような一定の情報をとりまとめ、公表する予定です。

- 本人への情報提供について、移転元の個人情報取扱事業者のウェブサイトに情報を掲載することは認められますか?
 例えば、移転元の個人情報取扱事業者のウェブサイトにおいて、法第24条第1項に規定する外国にある第三者への提供を認める旨の本人の同意を得ようとする際に、「本人に参考となるべき情報」を画面上に表示することは、本人への情報提供の手段として許容されるものと考えられます。
- **移転先の国が不明の場合や、多数の国に移転する可能性がある場合はどうすれば良いですか?**

移転先の国が特定できる場合には、全ての外国の制度に関する情報等を、本人に提供しなければなりません。一方、本人の同意を得ようとする時点で、移転先の外国を特定できない場合には、原則として**その旨及**びその理由を本人に情報提供すれば足りるものとする予定です。

想定スケジュール(現時点での大まかな見込み)



[※]上記の表は、第144回個人情報保護委員会(令和2年6月15日)資料1の「改正法の円滑な施行に向けたロードマップ」について、現時点での大まかな見込みのため、今後の状況により変わり得る。

趣旨

デジタル社会形成基本法に基づきデジタル社会の形成に関する施策を実施するため、個人情報の保護に関する法律、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の関係法律について所要の整備を行う。

概要

個人情報保護制度の見直し(個人情報保護法の改正等)

- ① 個人情報保護法、行政機関個人情報保護法、独立行政法人等個人情報保護法の3本の法律を1本の法律に統合するとともに、地方公共団体の個人情報保護制度についても統合後の法律において全国的な共通ルールを規定し、全体の所管を個人情報保護委員会に一元化。
- ② 医療分野・学術分野の規制を統一するため、国公立の病院、大学等には原則として民間の病院、大学等と同等の規律を適用。
- ③ 学術研究分野を含めたGDPR (EU一般データ保護規則)の十分性認定への対応を目指し、学術研究に係る適用除外規定について、一律の適用除外ではなく、義務ごとの例外規定として精緻化。
- ④ 個人情報の定義等を国・民間・地方で統一するとともに、行政機関等での匿名加工情報の取扱いに関する規律を明確化。 施行日:公布から1年以内(地方公共団体関係は公布から2年以内)

<u>マイナンバーを活用した情報連携の拡大等による行政手続の効率化(マイナンバー法等の改正)</u>

- ① 国家資格に関する事務等におけるマイナンバーの利用及び情報連携を可能とする。
- ② 従業員本人の同意があった場合における転職時等の使用者間での特定個人情報の提供を可能とする。

施行日:公布日(①のうち国家資格関係事務以外(健康増進事業、高等学校等就学支援金、知的障害者など))、公布から4年以内(①のうち国家資格関係事務 関連)、令和3年9月1日(②)

マイナンバーカードの利便性の抜本的向上、発行・運営体制の抜本的強化(郵便局事務財政法、公的個人認正法、住民基本台帳法、マイナンバー法、J-LIS法等の改正)

<マイナンバーカードの利便性の抜本的向上>

- ① 住所地市区町村が指定した郵便局において、公的個人認証サービスの電子証明書の発行・更新等を可能とする。
- ② 公的個人認証サービスにおいて、本人同意に基づき、基本4情報(氏名、生年月日、性別及び住所)の提供を可能とする。
- ③ マイナンバーカード所持者について、電子証明書のスマートフォン(移動端末設備)への搭載を可能とする。
- ④ マイナンバーカード所持者の転出届に関する情報を、転入地に事前通知する制度を設ける。 等施行日:公布日(①)、公布から2年以内(①以外)

<マイナンバーカードの発行・運営体制の抜本的強化>

- ① 地方公共団体情報システム機構(J-LIS)による個人番号カード関係事務について、国による目標設定、計画認可、財源措置等の規定を整備。
- ② J-LISの代表者会議の委員に国の選定した者を追加するとともに、理事長及び監事の任免に国の認可を必要とする等、国によるガバナンスを強化。
- ③ 電子証明書の発行に係る市町村の事務を法定受託事務化。等

施行日:令和3年9月1日

押印・書面の交付等を求める手続の見直し(48法律の改正)

○ 押印を求める各種手続についてその押印を不要とするとともに、書面の交付等を求める手続について電磁的方法により行うことを可能とする。

施行日:令和3年9月1日(施行までに一定の準備期間が必要なものを除く。)

(参考) 個人情報保護委員会へのご相談

●個人情報保護法相談ダイヤル

個人情報保護法の解釈や個人情報保護制度についての一般的な質問にお答えしたり、個人情報の取扱いに関する苦情の申出についてのあっせんを行うための相談ダイヤル

電話番号: 03-6457-9849

受付時間 9:30~17:30 (土日祝日及び年末年始を除く)

● PPC質問チャット

個人情報保護法等に関する皆様からの 質問に対して 24 時間回答できるチャットボットサービス



● PPCビジネスサポートデスク

新技術を用いた新たなビジネスモデル等における個人情報保護法上の留意事項等について、 対面又はオンライン面談にて相談を受ける窓口(要事前予約)

事前予約時の電話番号: 03-6457-9771

受付時間 9:30~17:30 (土日祝日及び年末年始を除く)

(参考) 認定個人情報保護団体シンポジウムの開催について

